

中小・ベンチャー企業の知的財産戦略の推進方策（とりまとめ）

2005年4月25日
知的財産戦略本部
権利保護基盤の強化
に関する専門調査会

<問題意識>

中小・ベンチャー企業は、我が国の産業における基盤的技術を担うとともに、素材の加工や部品の供給等を行うことにより産業基盤を支えている。また、地域における雇用の創出など地域経済の担い手としても大きな役割を果たしている。

知的財産立国を目指し、様々な施策が進められている中で、中小・ベンチャー企業の知的財産に対する意識も高まりつつある。このような流れを加速し、より多くの中小・ベンチャー企業が知的財産を創造し、それを有効に活用し事業化に結びつけていくことを戦略的に進めていくことが重要である。

しかしながら、現実には中小・ベンチャー企業は、経済力、人材等の面で知財の創造・活用にあたって様々な障害や困難に直面している。

したがって、中小・ベンチャー企業が、革新的な技術を創造し、それを知的財産として活用して戦略的に事業展開ができるよう政府としても抜本的な対策を講ずる必要がある。

なお、本とりまとめにおいて提起される問題の多くは、中小・ベンチャー企業に留まらず、大企業や大学・公的研究機関等にも当てはまる事柄であり、ここで示す対策の多くは広く共通して適用されるものである。

1 . 産学連携の推進

< 基本認識 >

中小・ベンチャー企業が自己の技術を更に深化させたり、大学の研究成果を活用するなどして革新的な技術の開発を進めるに当たって、大学との連携が重要になってきている。

しかしながら、中小・ベンチャー企業にとっては自らの人材や資金の不足に加え、大学側の体制上の問題もあってなかなか産学連携が円滑に進まないというのが実態である。

このような現状を踏まえ、政府は、産学連携の円滑な推進に向けて以下の施策に取り組む必要がある。

なお、大学のみならず、産総研、公設試等の公的研究機関についても同様に対応する必要がある。

(1) 産学連携の円滑化

< 窓口の整備 >

政府は、大学に対し、共同研究や技術移転等に関し、大学知的財産本部とTLOとの関係を明確にするとともに中小・ベンチャー企業が利用しやすいよう対応窓口の一元化をさらに促進するよう促す。また、窓口において提供する情報の種類や内容についても充実するよう促す。

< 事務処理体制の強化 >

政府は、大学やTLOに対し、契約実務を行う事務職員、民間企業出身のアドバイザー等が、中小企業・ベンチャー企業の実情を踏まえた柔軟な契約実務を行うよう促す。そのため、契約実務に精通した者の雇用や実務マニュアルの充実を図るよう促す。また、政府は、大学やTLOの契約事務体制の評価を行うとともに、参考のために、対応事例集を作成・公表する。

< 契約の柔軟化・弾力的運用 >

政府は、大学やTLOに対し、中小・ベンチャー企業の実情に応じ契約内容や契約実務における運用をより柔軟に行うよう促す。また、政府は、大学やTLOが行っている契約について評価を行うとともに、参考のために、契約の弾力的な運用の事例集を作成・公表する。

政府は、大学やTLOに対し、中小・ベンチャー企業の実情や研究・技術移転の実態を踏まえて、ライセンス料・研究着手料やTLO会費等の設定を弾力的に行うよう促す。また、政府は、参考のために、契約料等の弾力的な運用の事例集を作成・公表する。

(2) 産学連携の基盤の強化

< 橋渡し機能の強化 >

政府は、大学に対し、中小・ベンチャー企業との技術移転や共同研究、委託研究を円滑に進めるため、大学のシーズと企業のニーズとのマッチングをすることや、大学の研究を企業において事業化可能とすること等の大学と企業との橋渡し機能を充実するよう支援する。また、政府は、大学と企業の橋渡し機能として、TLO、公的研究機関や商社・コンサルタント等の活用を図ることを大学に促す。さらに、政府は、参考のために、これらに関する成功事例集を作成・公表する。

< 特許情報へのアクセス機能の強化 >

政府は、大学における特許情報へのアクセス機能を強化するため、特許情報や論文情報を相互に活用できるデータベースを整備するとともに、大学研究室における特許情報へのアクセス環境を高度化するため、学術情報ネットワーク等を通じて特許情報が高速かつ高機能で検索できるようシステムの整備を行う。

< 秘密管理の徹底 >

政府は、大学やTLOに対し、共同研究等において技術漏洩を防ぐため、営業秘密の管理や職員・学生等の守秘義務を徹底するよう促す。また、政府は、秘密管理に関する指針等について、必要な見直しを行うとともに、周知を図る。

2 . 知的財産の保護の強化

< 基本認識 >

中小・ベンチャー企業にとって、革新的な技術を創造し、その効果的な活用を図るためには、生み出された技術を知的財産として保護することが必要である。

しかしながら、中小・ベンチャー企業は大企業に比べ、資金や人材等を知的財産に対して十分に投入できないことや、そもそも知的財産の取扱いに慣れていないため、どのような手続をとればよいのか、誰に頼んだらよいのかといった問題が生じている。また、国内外の知的財産の侵害に対してどう対処したらよいのかといった問題が生じている。

さらに、大企業との関係において知的財産が侵害され、泣き寝入り状態であるといった指摘もされている。

このような現状を踏まえ、政府は、中小・ベンチャー企業の知的財産の保護に関して以下の施策に取り組む必要がある。

なお、大学や公的研究機関についても同様に対応する必要がある。

(1) 利用者に優しい特許審査の推進

< 権利化の促進 >

特許庁は、新しい技術概念に迅速・適正に権利を付与することが知的財産立国を実現する上で重要であるとの認識に立って審査に臨む。また、その際権利範囲が明確となるよう心掛ける。

< 審査の早期化 >

特許庁は、審査の待ち時間を極力短縮するとともに、早期審査制度の普及を図る。また、巡回審査等出願人との対話を積極的に行うことなど、審査を出願人の立場に立って親切に行うことを心掛ける。

< 記載の平易化 >

特許庁は、審査や説明会等を通じて、明細書等の出願書類を技術的に簡単・明瞭な文言を用いて明確かつ簡潔に記載するよう徹底する。また、特許庁は、出願書類において用いる用語や表現方法等の記載の明確化を図るため、解説書、説明会等において徹底する。

(2) 利用者の立場に立った制度の改善

< 特許制度の改善 >

特許庁は、中小・ベンチャー企業には翻訳作業に関する負担が重いこと、また、バイオ関係等の先端技術においては、追加実験やデータ拡充が必要であることなどを踏まえ、米国のような一部継続出願制度の導入、国内優先制度の優先期間（現行1年）の延長、外国語書面出願の翻訳文提出期間（現行2ヶ月）の延長、インターネットを通じた特許審査の手続書類等の閲覧の無料化、カラー図面の添付の許容について幅広い観点から検討し、必要に応じ法改正等制度の整備を行う。また、拒絶理由通知の応答期間（現行60日）の延長などについて、利用者の利便性向上等の観点から制度を整備する。

< IPDLの機能強化 >

特許庁は、中小・ベンチャー企業が有益な特許情報等を迅速に得ることができるよう、特許電子図書館（IPDL）に、関連外国出願や審査で用いた先行技術情報などを検索できる機能を追加するとともに、特許公報等のPDFファイルを一括ダウンロードできるようにする。また、それらの機能を中小・ベンチャー企業が十分に使いこなせるよう、特許情報の検索専門家の派遣等の支援を充実する。

(3) 中小・ベンチャー企業に対する支援

(イ) 中小・ベンチャー企業の負担の軽減

< 費用負担の軽減、手続の簡素化 >

特許庁は、中小・ベンチャー企業の費用負担を軽減するため、現行の審査請求料・特許料の減免措置の利用の抜本的な拡大を図るとともに、減免措置の拡充など更なる負担の軽減につき幅広い観点から検討し、必要に応じ適切な措置を講ずる。また、申請手続も簡素化する。

特許庁は、日本弁理士会に対し、費用やサービスその他の面で中小企業の個別の事情を考慮して適切な配慮を払うよう促す。

< 海外出願に対する助成 >

政府は、中小・ベンチャー企業が海外特許出願の際に必要な出願費用、翻訳費用、海外弁理士費用等に対する助成を拡充する。

< 先行技術調査に対する支援 >

政府は、中小・ベンチャー企業を対象として、研究開発の絞り込みや無駄な出願の回避のため、特許出願前の先行技術調査の支援を拡充する。

(口) 中小・ベンチャー企業に対する情報提供・相談の強化

< 弁理士・弁護士情報の提供 >

政府は、中小・ベンチャー企業による弁理士・弁護士の利用を容易にするため、中小企業・ベンチャー総合支援センター等（以下「支援センター」という。）の窓口を整備し、専門分野・実績や料金・経営状況等の弁理士に関する情報提供や紹介・派遣を行うとともに、弁護士知財ネットの活用を図る。また、都道府県等中小企業支援センター等の関係機関に対し、同様の取組を行うよう促す。

< 中小企業の経営戦略に根ざした知財戦略の支援 >

政府は、中小・ベンチャー企業が事業展開を考えて知財戦略を進められるように、支援センターの窓口を整備し、経営戦略の中で知財戦略を提供できるようなコンサルタントや弁理士等を紹介する。また、都道府県等中小企業支援センター等の関係機関に対し、同様の取組を行うよう促す。

< 海外出願に対する支援 >

政府は、支援センターの窓口を整備し、翻訳会社、海外弁理士等を紹介したり、海外出願に際しての手ほどきなどを行う。また、都道府県等中小企業支援センター等の関係機関に、同様の取組を行うよう促す。

(4) 国内における知的財産権侵害対策の強化

< 知的財産の尊重の徹底 >

政府は、日本経団連その他の産業団体等に対し、中小・ベンチャー企業をはじめとする他者の知的財産権を尊重することを企業行動の中核に据えた知財憲章等の策定を通じて、会員企業に徹底するよう促す。

< 「知財駆け込み寺」の整備 >

大企業が優越的地位を濫用し、例えば中小企業の製造能力を超えるロットを一時に大量発注して対応できないという理由で事実上その技術を取り上げるとか、共同研究や試作品作成を持ちかけて技術を横取りすることを可能とするような一方的に優位な契約を締結するなど、巧妙な手口により中小・ベンチャー企業の技術が模倣されたり、盗用されたりしているとい

う指摘が多い。政府は、支援センターの窓口を「知財駆け込み寺」として機能するよう整備し、大企業から知的財産権侵害を受けた場合の対応や摘発、公正取引委員会への申告などについて相談を行う。また、都道府県中小企業支援センター等の関係機関に対し、同様の取組を行うよう促す。

< 知的財産の保護を強化するための制度の整備 >

大企業が取引関係において従属的な地位にある中小企業の知的財産について不当な取扱いをしているという指摘、訴訟において被害企業が損害に見合う十分な賠償を受けられず侵害企業の侵害し得であるという指摘、知的財産侵害訴訟は、その立証に必要な証拠が侵害者側に偏在しているため、特に、証拠調査能力に乏しい中小企業には立証が極めて困難であるという指摘、また、侵害訴訟に付随して無効審判請求や周辺特許の関連訴訟が多発されるため、特に、資力等に乏しい中小企業には訴訟対応が極めて困難であるという指摘等、知的財産の保護に関し、様々な法制度上、実務上の問題が指摘されている。

政府は、これらの事情にかんがみ、最近改正された証拠開示制度等の周知徹底を図るとともに、中小企業関連法制や独占禁止法上の指針等による中小企業の知的財産の保護や大企業の優越的地位の濫用の防止、損害額の算定制度等知的財産に関する損害賠償制度による権利者の適正な救済の実現、知財訴訟における立証責任等の面における訴訟当事者の負担の軽減等の諸課題について、実態の把握や民事訴訟における知財訴訟の位置づけ、訴訟実務等を考慮しつつ検討を行い、必要に応じ法制度等を整備する。

< 情報開示制度における営業秘密の保護の確保 >

政府は、化学物質の安全性に係る情報提供制度（MSDS制度）等の情報開示制度により流出してしまう恐れのある企業の営業秘密を保護するため、公共の安全の確保等の法目的を踏まえ検討を行い、必要な制度の改善を行う。

（５）海外における知的財産権侵害対策の強化

< 水際対策の強化 >

政府は、水際対策における技術判定能力の重要性や制度の利便性・手続の公平性等にかんがみ、これまでの累次の制度改正の実施状況等を踏まえ、技術等を専門的に判断するための制度的仕組みについて更に検討し、必要に応じ法制度の整備など制度の整備を行う。

< 個人輸入・個人所持の禁止制度の整備 >

政府は、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持の禁止について更に検討を行い、必要に応じ新法の制定等法制度を整備する。

< 海外における模倣品対策の強化 >

政府は、海外における模倣品被害に対し、中小・ベンチャー企業が迅速に対応できるよう助成制度を拡充する。

< 関係機関の取組みの強化 >

政府は、国内総合相談窓口の周知徹底と活性化を図るとともに、模倣品・海賊版対策に関する関係機関の取組みを強化する。

< 在外公館の取組みの強化 >

在外公館は、相手国政府の制度改革や執行強化に対する要請や企業からの個別案件に関する要請等について、外国の行政当局・取締当局に対する働きかけなどを強力に行う。

3 . 知的財産の活用の推進

< 基本認識 >

中小・ベンチャー企業にとっては、知的財産を、事業化、ライセンス等により有効活用することや、知的財産により資金調達を図ることで、更なる事業展開を図ることが重要である。

しかしながら、中小・ベンチャー企業にとって知的財産を事業展開したり、資金調達を図る上で十分な環境が、制度的にも、実務的にも整っているとは言い難いというのが現状である。また、公共調達の面においても様々な問題が指摘されている。

このような現状を踏まえ、政府は、中小・ベンチャー企業の知的財産の活用を推進するため、以下の施策に取り組む必要がある。

(1) 地域における知的財産権の取扱いの改善

政府は、地方自治体に対し、地方自治体が保有する知的財産権に関する譲渡契約の柔軟化や特許許諾の運用の見直しなど、地方自治体における知的財産権の取扱いについて制度の整備や運用の改善を行うよう促す。

(2) 公共調達における知的財産の有効活用

< 知的財産の尊重の徹底 >

政府は、地方自治体に対し、中小・ベンチャー企業の知的財産を尊重するとともに調達等において侵害品を購入しないようにするなど、知財意識を高めるよう促す。

< 官公需制度の改善 >

政府は、技術や品質・性能等が評価要素となる官公需契約において知的財産の権利者が不利な扱いを受けないように、制度の整備や運用の改善を行う。また、地方自治体に対しても同様の措置を講ずるよう促す。

< 優先調達のための制度整備 >

政府は、官公需契約において、中小・ベンチャー企業の知的財産を活用した製品を用いることがその目的達成上合理的と考えられる場合には、当該製品の優先的な調達が積極的に進められるよう制度の整備や運用の改善を行う。また、地方自治体に対しても同様の措置を講ずるよう促す。

(3) 知財信託の活用、知的財産による資金調達の拡大

(イ) 政府は、中小・ベンチャー企業による知財信託の活用を容易にするため、知財信託の担い手を事業組合や財団法人等に拡大することなど信託制度の活性化について検討を行い、必要に応じ制度の整備を行う。

(ロ) 政府は、中小・ベンチャー企業が知的財産に基づく資金調達を更に円滑に行えるよう検討を行い、制度の整備や運用の改善を行う。

(ハ) 政府は、訴訟費用の負担軽減や損害賠償金の補填等を図るため、民間の知財保険の活性化などの具体的な方策について検討を行い、必要に応じ制度の整備を行う。

(4) 中小・ベンチャー企業の優秀な技術の顕彰

政府は、中小・ベンチャー企業による知的財産の創造、保護、活用を一層活発化させるとともに我が国の産業競争力の強化を図るため、国民経済の高度化や産業の発展、画期的な技術革新等に貢献した技術を広く顕彰する。